

# 石橋文化センター諸施設使用における新型コロナウイルス感染防止策基準

【石橋文化ホール、石橋文化会館、文化センター共同ホール（会議室及び研修室等すべて含む）】

1. 新型コロナウイルス感染防止のため、最大使用人数の目安を別表1に定める。
2. 使用者が講じる新型コロナウイルス感染防止策は次の各号のとおりとする。

## (1) マスクの着用

使用者は、使用者を含め、観客、参加者、スタッフ、催事に携わる事業者、出演者（舞台表現上困難な場合を除く）等の全ての関係者（以下「来場者等」という。）にマスクの着用を徹底させること。また、持参していない者に対しては、使用者が準備し、配布すること。

## (2) 来場者等の体調の把握、入場制限

使用者は、来場者等に、来場前の検温を要請するとともに、体調不良者については、使用者の責任において使用施設への入場、参加、出演を断ることを事前に周知すること。また、来場者等の使用施設への入場の際にも、体調を把握（検温、咳等の症状の有無等）し、適切な対応をとること。なお、入場や参加を制限した場合の払い戻し措置等についても規定しておくこと。高齢者や基礎疾患がある人、妊婦等の重症化リスクが高い人の来場を把握し、適切な対応をとること。

## (3) 手指の消毒

使用者は、使用施設の入り口に手指消毒液を設置し、入退場時には来場者等に手指消毒を徹底すること。また、必要に応じてスタッフや施設に出入りする関係者に手袋を着用させること。

## (4) 「3密（密集、密接、密閉）」対策

入退場時、催事前後や休憩時間の待合所、トイレ等について、人と人との十分な間隔（最低1m）を確保する措置を講ずること。催事前後や休憩時の待合所等での飲食については、人と人との距離の確保と会話の抑制などの防止策を講ずること。講師や演者等が大声で発声する場合は、舞台や演台から観客・参加者までの距離を2m以上確保すること。その他、催事の内容に応じて3密（密集、密接、密閉）にならないように適切な対応をとること。特に、催事の各時点及びスタッフ・出演者において講じる対策は次のとおりとする。

### ① 催事の各時点の対策

（催事前後・休憩時）

- ・余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差の入場、開場時間の前倒し等の工夫を行うとともに、必要に応じて誘導員を配置し、会場付近で人が滞留しないよう呼びかけること。
- ・入場時のチケットのもぎりを行う際は手袋を着用し、パンフレット等は手渡して配布をしないなど、人との接触を避けるための対策を講ずること。
- ・入・出待ち、プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼びかけること。
- ・余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑緩和や誘導員の配置に努めること。
- ・催事や会議の前後及び休憩中にドアを開放するなど会場内の換気を行うこと。
- ・余裕を持った退場時間を設定し、必要に応じて誘導員を配置し、券種やゾーンごとに時間差で退場を行うなどの工夫を行うとともに、退場後に会場付近で人が滞留しないよう呼びかけること。

(催事中)

・会場内における会話や大声での発声は控えるよう周知すること。

② スタッフ・出演者の対策

・機材や備品、用具等のこまめな消毒を行うこと。特にマイクは使用ごとに、消毒又は交換に努めること。

・大声を発声する場合は、人との間隔を十分確保すること。

・仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めるとともに、楽屋や控室での3密（密集、密接、密閉）回避や定期的な消毒を徹底すること。

・出演者と観客が、催事前後や休憩時間等に密な接触を行わないよう措置を講じること。

(5)物販・展示などの配慮

対面で販売を行う場合などは、ビニールカーテン等で購買者との間を遮蔽するなどの飛沫感染防止策を講じること。物販、展示の際は、購買者等が密集しないように十分な間隔を確保するとともに、多くの人に触れる見本品はこまめに消毒等の管理をすること。

(6)来場者等の把握

新型コロナウイルス感染拡大防止や感染経路の確認に使用することを目的に、来場者等の住所、氏名、連絡先を把握・管理すること。ただし、来場者等に感染者が発生した場合、HP等でその来場者等に注意喚起を行うことができる場合は、参加者名簿を記入してもらうなどの参加者の把握は不要となる。なお、来場者等の同意や個人情報の管理については、関係法令を遵守し、使用者が責任をもって行うこと。

(7)来場者等に陽性患者が発生した場合

使用者は、来場者等の中に新型コロナウイルスの陽性患者が発生した場合で、久留米市保健所や医療機関等から要請があった場合は、すみやかに情報提供等の協力を行うこと。

(8)事前の周知

使用者は来場者等に対して、これらの新型コロナウイルス感染防止策を講じることを、HPやチラシ、案内文等で周知に努めること。また、来場者等に向けて、催事前後の交通機関や飲食店等で、3密（密集、密接、密閉）回避の行動をとるよう注意喚起すること。

(9)その他

この基準に定めるもののほか、国や県が示す新型コロナウイルス感染症対策に関する方針や催物の開催制限等の方針、公益社団法人全国公立文化施設協会が示す「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等、該当する業種別ガイドラインを遵守すること。また、これらの新型コロナウイルス感染防止策基準、方針等において、新型コロナウイルスの感染状況に応じて改正された場合は、使用者の責任と負担において、改正後の内容を遵守すること。

(10)誓約書の提出

使用者はこれらの新型コロナウイルス感染防止策基準を熟知し、別紙2「新型コロナウイルス感染防止策に関する誓約書」を石橋文化センター（公益財団法人久留米文化振興会）に提出すること。

附則（2022年11月26日22振事第907号）

- 1 本基準は、石橋文化センター諸施設（石橋文化ホール、石橋文化会館、文化センター共同ホール（会議室及び研修室等すべて含む））及びその付帯施設使用に適用する。
- 2 本基準は、2022年12月1日以降の施設使用から適用する。
- 3 本基準は、2022年12月1日から施行する。

別表 1

## 新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安について

新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安は下記のとおりとする。

施設名	ア 大声での歓声・声援等をしない使用	イ 大声での歓声・声援等が想定される使用
石橋文化ホール	1,077人	522人
石橋文化会館小ホール	200人	100人
文化センター共同ホール	467人	224人

施設名		ア 大声での歓声・声援等をしない使用	イ 大声での歓声・声援等が想定される使用
石橋文化会館	研修室A	60人	30人
	研修室B	60人	30人
	1階会議室	36人	18人
	会議室A	16人	8人
	会議室B	18人	9人
	市民ギャラリー みゅ〜ず		27人
文化センター 共同ホール	会議室	24人	12人
	1階研修室	70人	35人
	応接室	6人	3人
	和室	40人	20人
	音楽室	40人	26人
	2階研修室	24人	12人

※ 合唱や楽器の練習などでマスクを着用ができない場合、食事を伴う催事、展示・設営物の設置等で、人と人との間隔が影響を受ける場合や運動を伴う使用の場合等は、状況に応じて、人と人との間隔の確保や換気対策を行うこと。

※ イについては、人と人との間隔を十分に確保した座席配置とすること。

※ 緊急事態措置等の対象地域と指定された場合の「公共施設における各施設の人数上限が50%」等との制限を受けた場合の最大使用人数は、上記のイ「大声での歓声・声援等が想定される使用」に記された人数を準用する。

## ＜参考＞ ア、イに該当する使用例

アに該当する使用例	コンサート（クラシック、ジャズ、吹奏楽等）、演劇等（ミュージカル、現代演劇等）、舞踊（バレエ等）、伝統芸能（雅楽、能楽、歌舞伎等）、演芸（落語、漫才等）、公演・式典（講演会、ワークショップ、成人式等）、展示会など
イに該当する使用例	コンサート（ロック等）、スポーツ観戦、キャラクターショーなど ※ただし、観客が、(1)通常よりも大きな声量で、(2)反復・継続的に声を発すること」を大声とし、これを積極的に推奨または十分に感染対策を施さないイベントを「大声あり」とする。

## 石橋文化センター諸施設使用における新型コロナウイルス感染防止策に関する誓約書

1. 「石橋文化センター諸施設使用における新型コロナウイルス感染防止策基準」を熟知し、新型コロナウイルス感染防止策を講じます。
2. 上記の基準に加え、国や県が示す新型コロナウイルス感染症対策に関する方針や催物の開催制限等の方針、公益社団法人全国公立文化施設協会が示す「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等、実施する催物に該当する業種別ガイドラインを遵守します。
3. 新型コロナウイルスの感染状況に応じて、1及び2に記載する基準等が改正された場合は、私（本団体）の責任と負担において、改正後の基準等を遵守します。
4. 具体的な感染防止策として、下記の項目について取り組みます。
  - 人と人との間隔を十分に確保する。
  - 参加者が特定できる名簿を作成し、代表者が保管する。または、HP等で来場者等に注意喚起を行うことができるようにする。
  - 参加者全員の体調を確認する（発熱、咳等の症状がある者は参加させない。）。
  - 身体的接触や対面でのやりとりをする活動は、特にマスク着用や手指消毒に注意する。
  - 大きな発声を伴う活動では、マスク又は目や顔を覆う防護具を装着させる。
  - 参加者は施設内ではマスクを着用し、こまめに手洗いや消毒を行う。
  - こまめに部屋の換気を行う（2時間に10分を目安）。
  - 基礎疾患がある者や妊婦など、重症化リスクが高い者に配慮する
5. 来場者等の中に新型コロナウイルスの陽性患者が発生した場合で、久留米市保健所や医療機関等から要請があった場合は、すみやかに情報提供等の協力を行うことに同意します。

私（本団体）は、石橋文化センターの諸施設を使用するに当たり、新型コロナウイルス感染防止のため、以上の事項を遵守することを誓約します。

年 月 日

(署名)

---

※ この誓約書は、許可申請書と一緒に提出してください。電話での仮予約時は口頭で事前確認しますが、本申請時に必ず提出してください。